

## 九戸村ホームページリニューアル業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

九戸村のホームページの問題として、更新頻度が少なく必要な情報量を発信できていないことが挙げられる。理由は更新するための手続きが煩雑であるためである。本業務では、情報発信の基盤であるホームページの機能や更新頻度を強化し、職員の負担をできるだけ抑えながら利用者の必要とする情報を適切に提供できるように整備する。

については、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、本村の条件に最も適した企画提案を行った事業者を、本業務委託の受託者として選定する。

### 2 業務の概要

次の通りとする。

#### (1) 業務名

九戸村ホームページリニューアル業務

#### (2) 業務内容

ア 九戸村ホームページの構築の総合コンサルティング  
(分類の整理を含むホームページの構造・運用設計・デザイン制作)

イ サーバー等動作環境の整備

ウ CMSの導入

エ データの移行

オ 操作・運用マニュアルの作成

カ 操作研修の実施

キ 運用サポート、保守、障害対応

ク ホームページへのSNSの組み込み

#### (3) 見積提案上限額

リニューアル業務委託費用 4,400千円 (消費税及び地方消費税を含む)

### 3 履行期間

#### (1) リニューアル業務

契約締結の日から令和4年1月31日まで (公開予定日は令和4年1月31日)

#### (2) 運用・保守業務

令和4年2月1日から2か月間

### 4 参加資格要件

本業務に関して、十分な知識及び技術を有していること。ただし、次の各号に掲げる条件を満たさない者は、参加業者又は参加業者の構成員になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 九戸村財務規則に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 岩手県内に本社、支店又は営業所があり、障害等に迅速に対応できること。
- (4) 指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 九戸村及び本店所在地において市町村税の滞納がないこと。
- (7) 過去3年度以内に、地方公共団体において告示前日までに「ホームページ作成業務」の導入から運用までを提供した実績を有すること。
- (8) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有していること。

## 5 選定に係るスケジュール

募集の公表(ホームページ掲載)	令和3年8月6日(金)
質問書の提出期限	令和3年8月13日(金)
質問に対する最終回答	令和3年8月18日(水)
参加表明書提出期限	令和3年8月20日(金)
企画提案書、見積書提出締切	令和3年8月25日(水)
選定結果の通知	令和3年8月31日(火)

## 6 質問受付及び回答

### (1) 質問受付期間

- ア 提出期限 令和3年8月13日(金)午後5時
- イ 提出書類 質問書(様式4)
- ウ 提出方法 電子メールにて送付すること
- エ 提出先 ksatou@vill.kunohe.iwate.jp

### (2) 質問への回答

- ア 回答期限 令和3年8月18日(水)午後5時
- イ 回答方法 質問を提出したすべての業者にメールにて回答する

## 7 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和3年8月20日(金)午後5時
- (2) 提出書類
  - ア プロポーザル参加表明書(様式1)
  - イ 会社概要書(様式2)

ウ 会社概要及び3年以内のCMS導入実績書（様式3）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日午前8時30分から午後5時までに提出、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和3年8月25日（水）午後5時

(2) 提出書類

ア 企画提案書 正本1部、副本4部

イ 見積書 正本1部、副本4部

(3) 提出物について

ア 企画提案書

企画提案書は、下記の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。要件を満たさない又はより良い提案がある場合は、その差異を明記すること。企画提案書の枚数に制限は設けないが、企画提案書のサイズは日本工業規格A4版（A3版資料の折込は可）とし、任意書式にて作成すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	以下の点を踏まえて記述すること。 ①会社概要 ②他の地方自治体での過去3年間の業務実績
2	構築体制	本業務の構築体制について記載すること。
3	本業務に対する取り組み方針	本村の現在のホームページの改善点等を踏まえ、本業務への基本方針、コンセプトについて記載すること。
4	デザイン・サイト構成	リニューアル後のホームページ構築に対する提案を、下記の項目を元にして記述する。 ①サイト構成・構造の考え方 ②トップページのデザイン（トップページのデザインを提示すること） ③検索性・ユーザビリティの向上 ④各情報への閲覧者の誘導方法 ⑤スマートフォン等、他デバイスへの対応
5	アクセシビリティへの対応	アクセシビリティの対応にあたり、本村職員の負荷なく構築し、保持することができるかについて記述すること。 ①アクセシビリティに関する取り組み方針

		②アクセシビリティを確保・向上するための実現方法
6	提案CMSの機能	以下の内容について記述すること。 ①CMSの製品コンセプト ②ページの管理方法 ③コンテンツの作成・公開方法 ④組織改正や人事異動に伴う各種管理機能 ⑤拡張性・バージョンアップなどへの考え方
7	リニューアル支援	以下の内容について記述すること。 ①職員操作研修 ②データ移行の支援があればその内容
8	システムの性能	以下の内容について記述すること。 ①システムの安定性 ②セキュリティの確保 ③サービスを提供するデータセンター
9	運用・保守方法	以下の内容について記述すること。 ①障害発生時の対応方法 ②災害発生時の対応方法 ③保守運用支援
10	構築スケジュール	構築スケジュールについて記載すること。 なお、本村と事業者の作業の役割分担について明確にすること。
11	その他	自治体の最新動向や、効果的な情報発信のあり方など、本村に最適な独自提案があれば記述すること。

#### イ 見積書

リニューアル業務費用及びリニューアル後の運用・保守費用のそれぞれの内訳がわかる見積書を提出すること（任意様式可）。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。

#### (4) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

### 9 審査

書類審査を実施し、合計得点が最も高い事業者を最優先交渉権者として選定する。

参加者が1社の場合においても審査を実施するものとする。

- (1) 選考結果通知  
各社宛てに文書で通知する。

## 10 その他

- (1) 本村の指示による以外の提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じない。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (3) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせには応じない。
- (4) 応募の辞退をする場合は、辞退届（様式5）を提出すること。
- (5) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (6) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (7) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
  - ア 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
  - イ 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
  - ウ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
  - エ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (8) 本業務により作成された成果品に関するすべての権利は九戸村に帰属する。
- (9) 本要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 11 担当課

〒028-6502 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第10地割11番地6

九戸村役場IJU戦略室 電話 0195-42-2111 F A X 0195-41-1005